

説明会へのご参加ありがとうございます

- 説明会は13：30～開始します
- 通信環境を安定させるため、マイクとカメラはOFFにしてください
- 今回の説明会では質疑応答の時間は設けません
- 質問がある場合は後日、メールにより受け付けます
- 音声が届かない等のトラブルがありましたら、チャット機能によりお知らせください
- 資料は画面に表示しますが、下記HPにも掲載しています
必要に応じてダウンロードしてください

検索「三重県 盛土規制法」

<https://www.pref.mie.lg.jp/KENCHIKU/HP/m0168200147.htm>

盛土規制法の施行に 向けた説明会

三重県における
盛土規制法の運用について

令和7年3月7日 13:30~

三重県

三重県における盛土規制法の運用について

はじめに

- 本県では、**2025年（令和7年）5月26日**に規制区域の指定を行い、盛土規制法の運用を開始する予定であり、現在も準備を進めています
- 説明内容は、現時点での内容となっているため、今後、運用開始までに変更の可能性があります
盛土規制法に関する最新の情報は、県のホームページに随時掲載しますので、適宜ご確認ください
- 許可申請等の手続きの具体的な流れや、技術的基準の詳細については、「許可申請の手引き（案）」や「技術マニュアル（案）」を別途公表する予定です

三重県における盛土規制法の運用について

法の概要

名称

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）

背景・必要性

○令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制に各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在したことから、旧「宅地造成等規制法」が改正され、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制することとなりました。



三重県における盛土規制法の運用について

法の概要

1 スキマのない規制

- ◆ 盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
- ◆ 規制区域内で行われる盛土等を知事の許可の対象

2 盛土等の安全性の確保

- ◆ 災害防止のために必要な許可基準を設定
- ◆ ①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査

3 責任の明確化

- ◆ 土地所有者等が安全な状態に維持する責務が発生
- ◆ 土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令

4 実効性のある罰則

- ◆ 罰則が抑止力として、十分機能するように罰金刑の水準を強化
(最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下)

三重県における盛土規制法の運用について

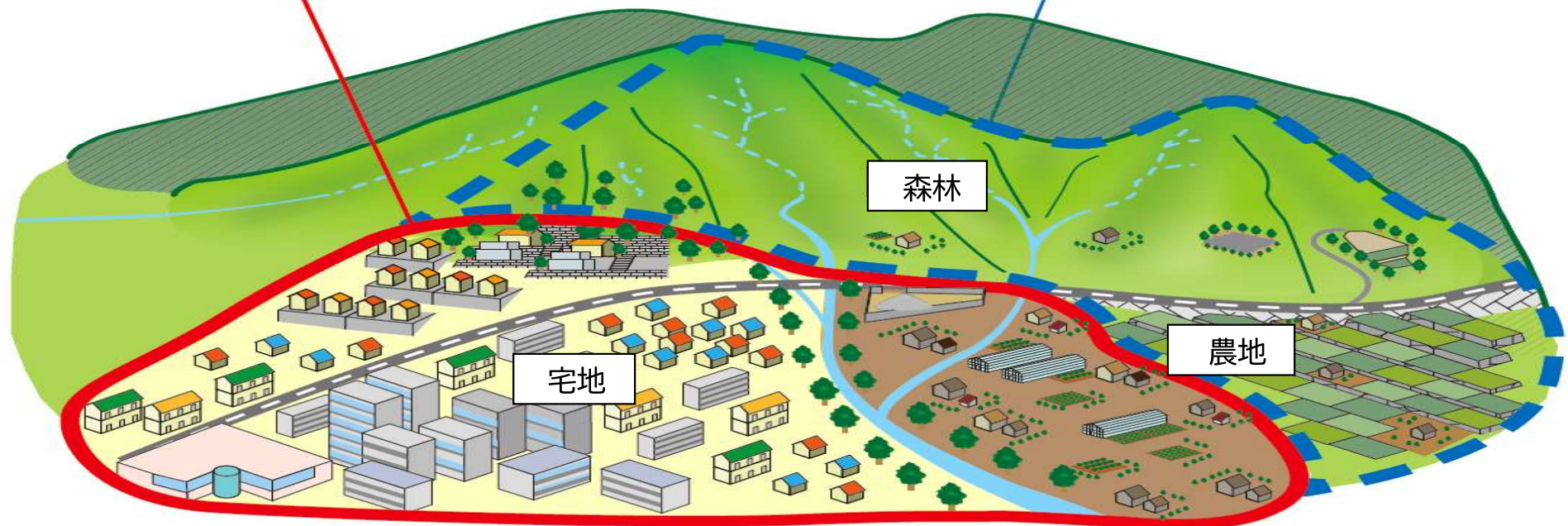
規制区域のイメージ

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

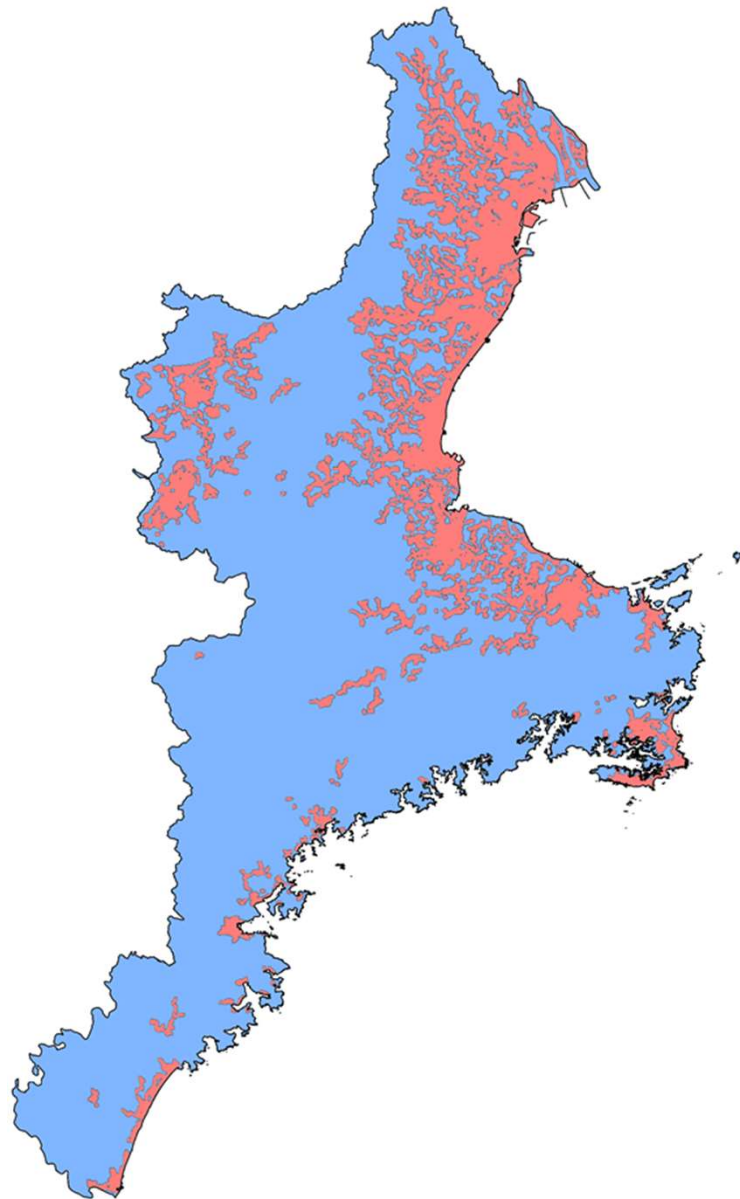
特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



三重県における盛土規制法の運用について

三重県の規制区域



県内全域に

- ・ 宅地造成等工事規制区域（宅造区域）
- ・ 特定盛土等規制区域（特盛区域）

いずれかの区域の指定を予定しています

区分	面積 (km ²)	三重県全域に対する面積比
三重県全域	5,774.48	—
宅地造成等工事規制区域	1,290.93	22.4%
特定盛土等規制区域	4,483.55	77.6%

三重県における盛土規制法の運用について

用語の定義

盛土等

法令に定義された用語ではありません

ここでは、一般的に、盛土若しくは切土又は土石の堆積の総称として使用します

① 特定盛土等

宅地又は農地等において行う土地の形質の変更を言います
(政令で定める規模以上の盛土・切土)

② 宅地造成

宅地以外の土地を宅地にするために行う土地の形質の変更を言います
(政令で定める規模以上の盛土・切土)

③ 土石の堆積

宅地又は農地等において行う一時的な土石の堆積を言います
(政令で定める規模以上のもの)

※規制対象となるのは①～③です

三重県における盛土規制法の運用について

規制の対象規模

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

三重県における盛土規制法の運用について

規制の対象行為と手続き一覧

区域	行為	届出	許可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地造成等工事規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	同左	許可対象すべて
	一時的な土石の堆積	—	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	—	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象すべて
特定盛土等規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象すべて
	一時的な土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	—	許可対象すべて	許可対象すべて

三重県における盛土規制法の運用について

許可の特例（みなし許可）

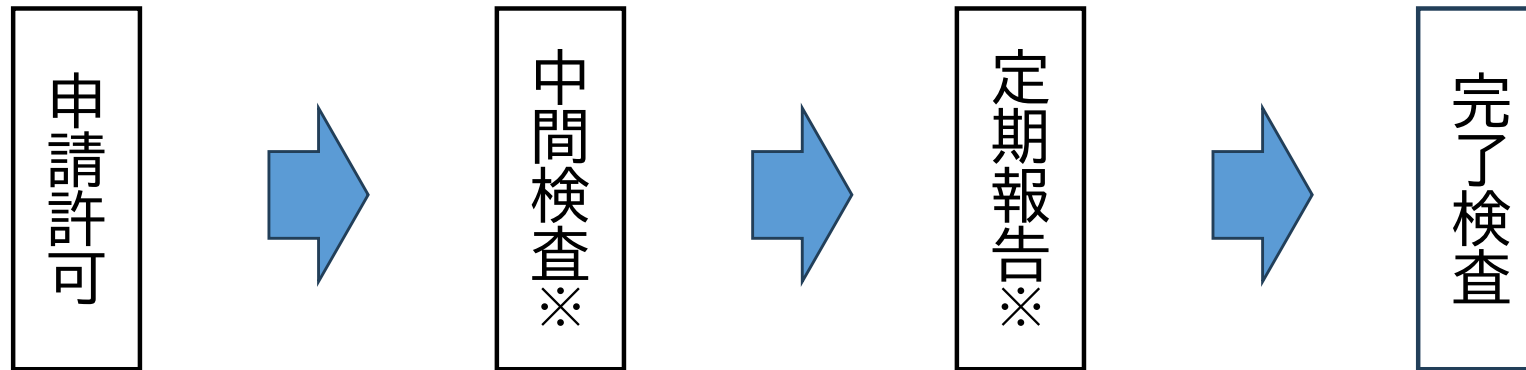
規制区域の指定後に都市計画法第29条第1項又は第2項の許可（開発許可）を受けたものは、盛土規制法の許可を受けたものとみなします

「みなし許可」となりますが、盛土規制法の一部規定の適用を受けることから、別途「中間検査」「定期報告」といった手続きが必要となります

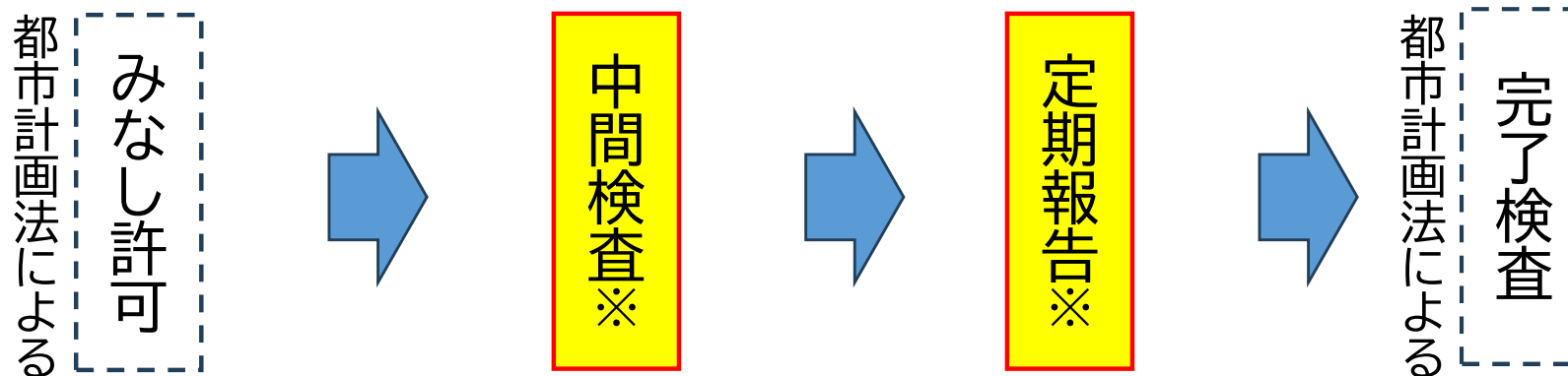
三重県における盛土規制法の運用について

許可の特例（みなし許可）

●盛土規制法による許可申請の手続きの流れ



●都市計画法による「みなし許可」の手続きの流れ



※工事規模や特定工程の有無により、手続きが不要な場合もあります

三重県における盛土規制法の運用について

許可を要しない工事

1 公共施設用地における工事

公共施設用地	道路、公園、河川 その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地
政令で定める施設	砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設
その他、準ずる施設	雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に規定する防衛施設
国又は地方公共団体が管理する次の施設	学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

三重県における盛土規制法の運用について

許可を要しない工事

2 災害のおそれがないと認められる工事

○各種法令の規定により許可等に基づいて行われる工事
具体的な許可等の該当条項については、政令第5条及び省令第8条を参照のこと

鉱山保安法：鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等）

鉱業法：鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事）

採石法：岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事）

砂利採取法：砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事）

土地改良法：土地改良事業

火薬類取締法：火薬類等の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等

家畜伝染病予防法：各地の死体等の埋却

廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物の処理等

土壤汚染対策法：汚染土壤の搬出又は処理等

放射性物質汚染対処特措法：廃棄物又は除去土壤の保管又は処分

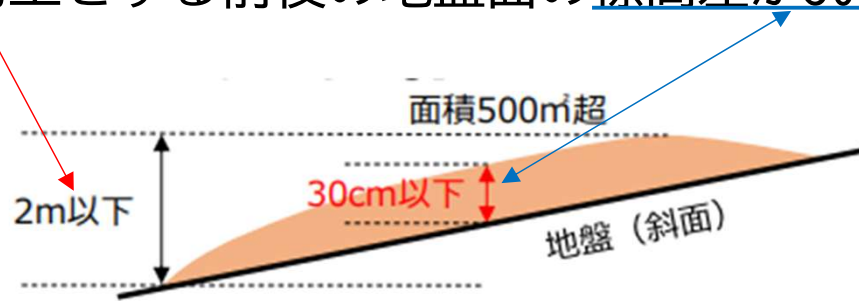
○森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事

三重県における盛土規制法の運用について

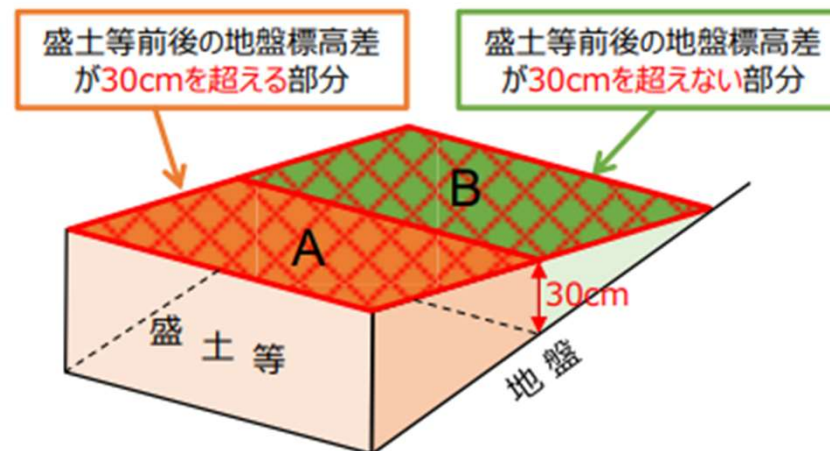
許可を要しない工事

2 災害のおそれがないと認められる工事

○高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土であって、
盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が30cmを超えないもの



※盛土・切土全体で「盛土等前後の地盤標高差」が30cmを超える部分と超えない部分がある場合、全体の面積が規制対象規模を超える場合に、全体を許可等を要することとする



三重県における盛土規制法の運用について

許可を要しない工事

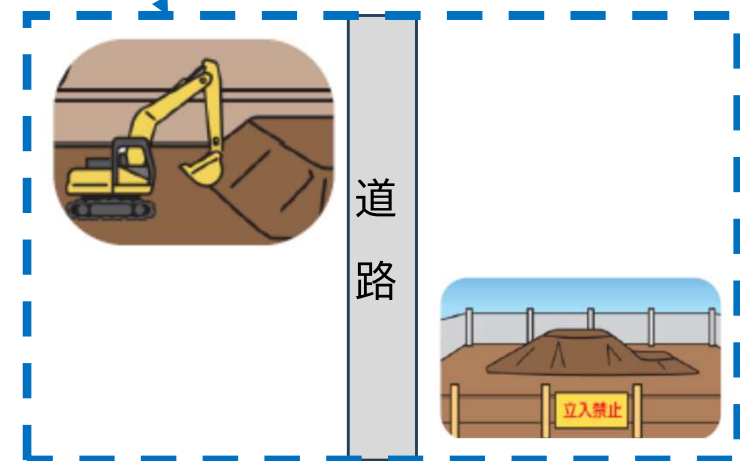
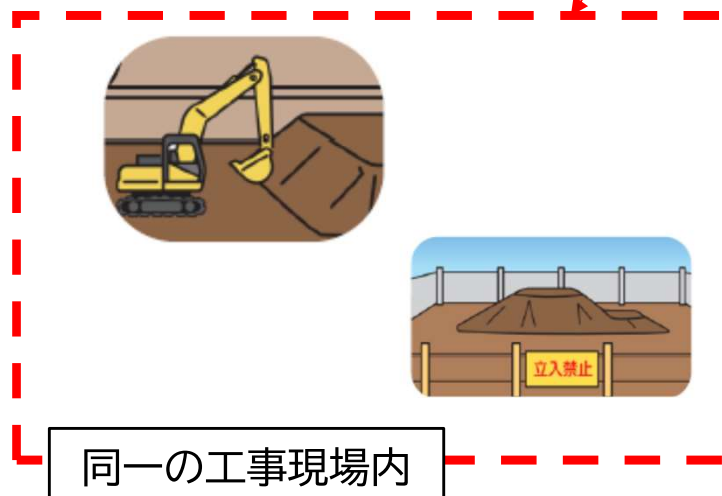
2 災害のおそれがないと認められる工事

○次のいずれかに該当する土石の堆積

- ・土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの
- ・土石の堆積を行う土地の地盤面と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないもの

- ・工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は発生した土石を当該工事の現場又は工事の現場の付近に堆積するもの

※同一の工事とみなせるもの



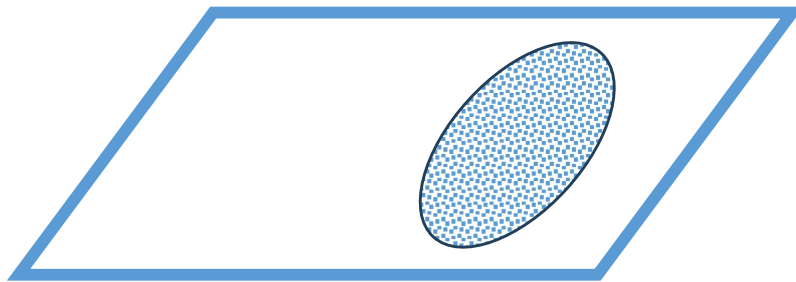
三重県における盛土規制法の運用について

許可を要しない工事

[補足]

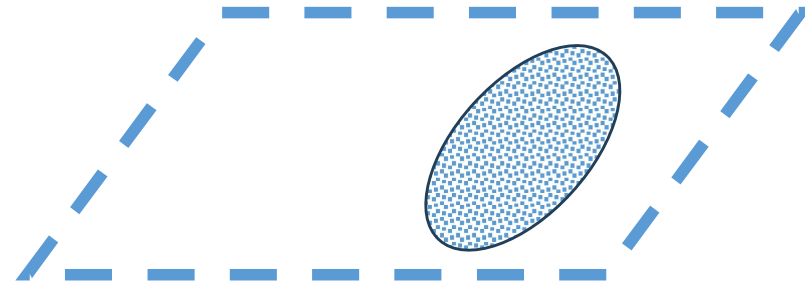
○採石法、砂利採取法について、認可を受けた採取計画に係る工事は許可不要となっていますが、出荷前の製品を工場から離れた自社所有地に仮置きする場合などは、盛土規制法の許可又は届出が必要か？

採石法又は砂利採取法の
認可を受けた区域**内**の堆積



盛土規制法の許可又は届出**不要**

採石法又は砂利採取法の
認可を受けた区域**外**の堆積



盛土規制法の許可又は届出**必要**

- ・ 盛土規制法の規制区域指定**以前**から、認可区域**外**に仮置きしている場合
⇒ 「土石の堆積」として、第40条の届出
- ・ 盛土規制法の規制区域指定**後**から、認可区域**外**に仮置きする場合
⇒ 「土石の堆積」として、第27条の届出、第12条又は第30条の許可

三重県における盛土規制法の運用について

許可を要しない工事

3 区域指定の際に施行中の工事

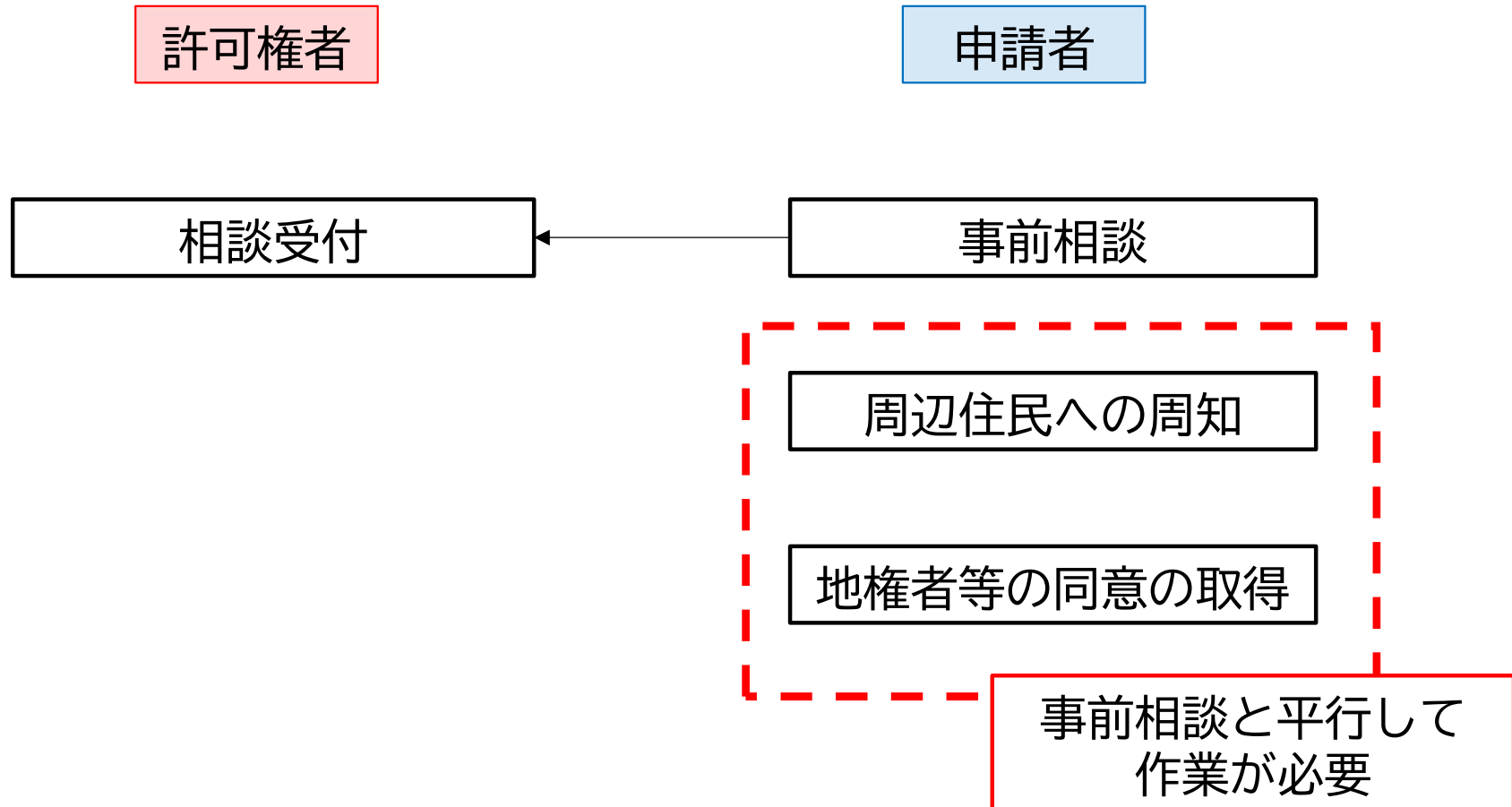
許可は不要となりますが、指定日から21日以内(令和7年6月16日(月)以内)に届出を行う必要があります

旧法の 規制区域外		<ul style="list-style-type: none">○盛土規制法に基づく許可は不要だが、区域指定から21日以内に届出が必要（法21・40条1項）○変更申請や検査、行政処分等は都市計画法に基づき実施
		<ul style="list-style-type: none">○工事着手までに開発許可とは別に盛土規制法に基づく許可が必要（法12・30条）

三重県における盛土規制法の運用について

規制対象工事の一連の流れ

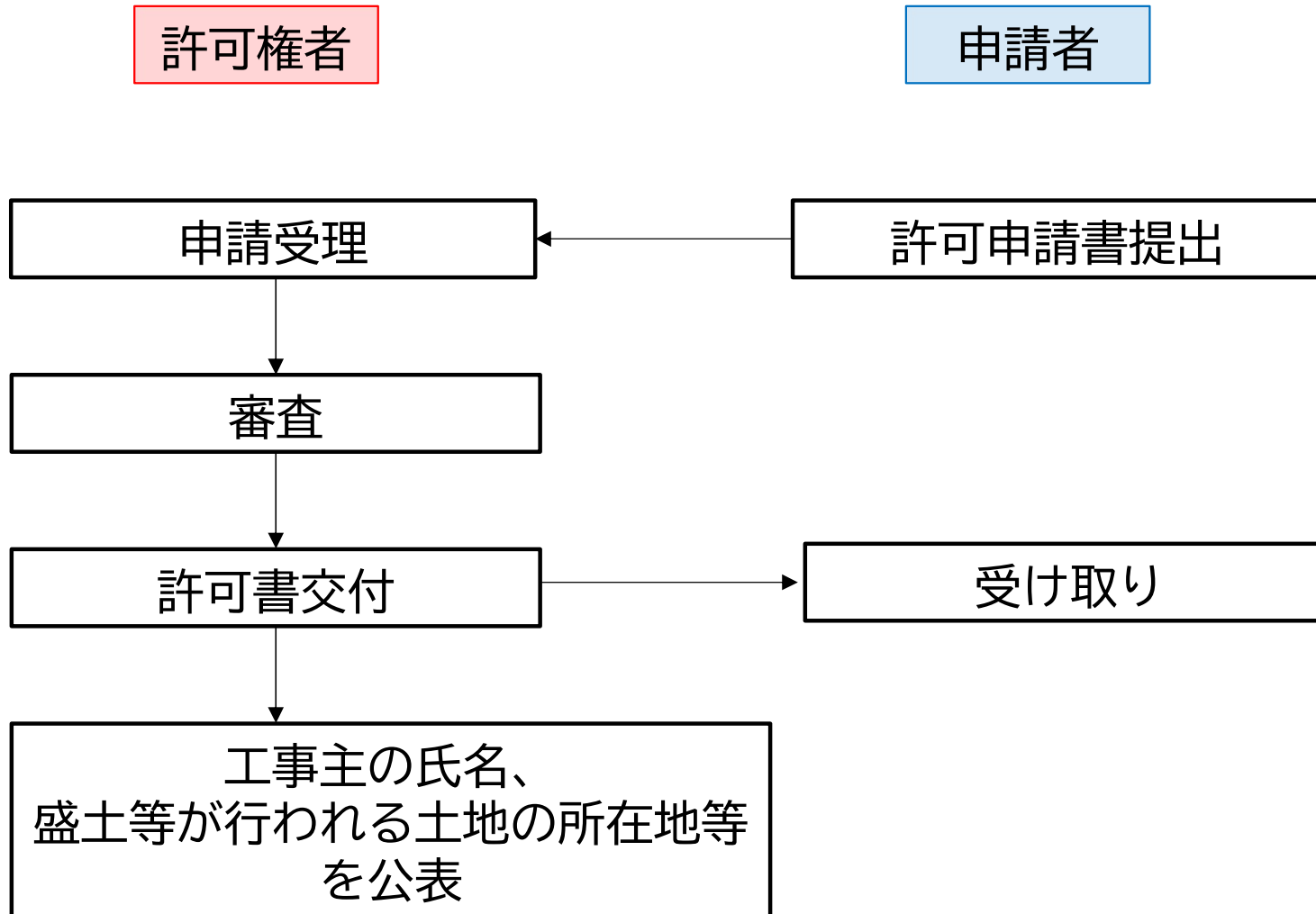
【申請前】



三重県における盛土規制法の運用について

規制対象工事の一連の流れ

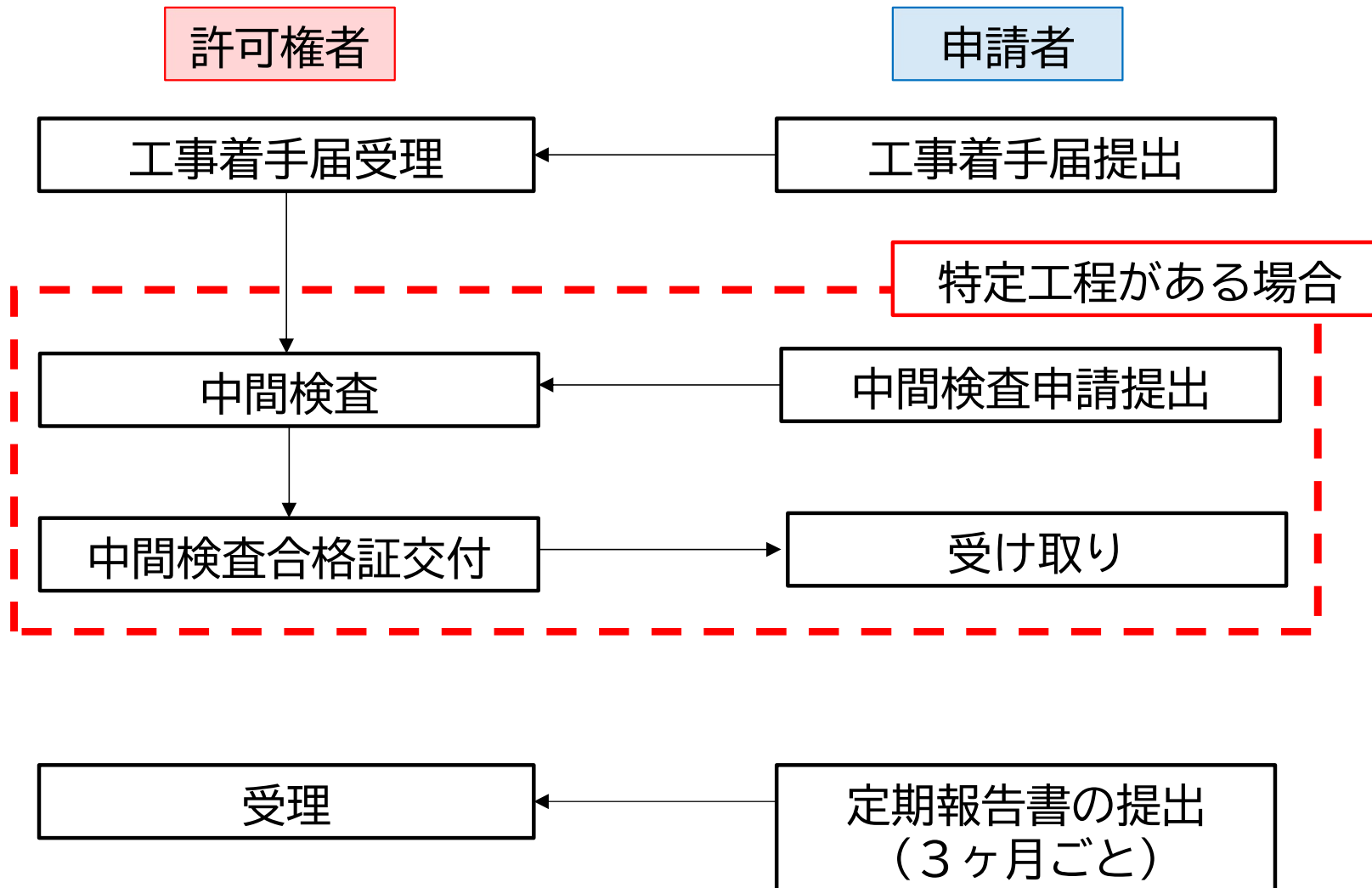
【許可申請中】



三重県における盛土規制法の運用について

規制対象工事の一連の流れ

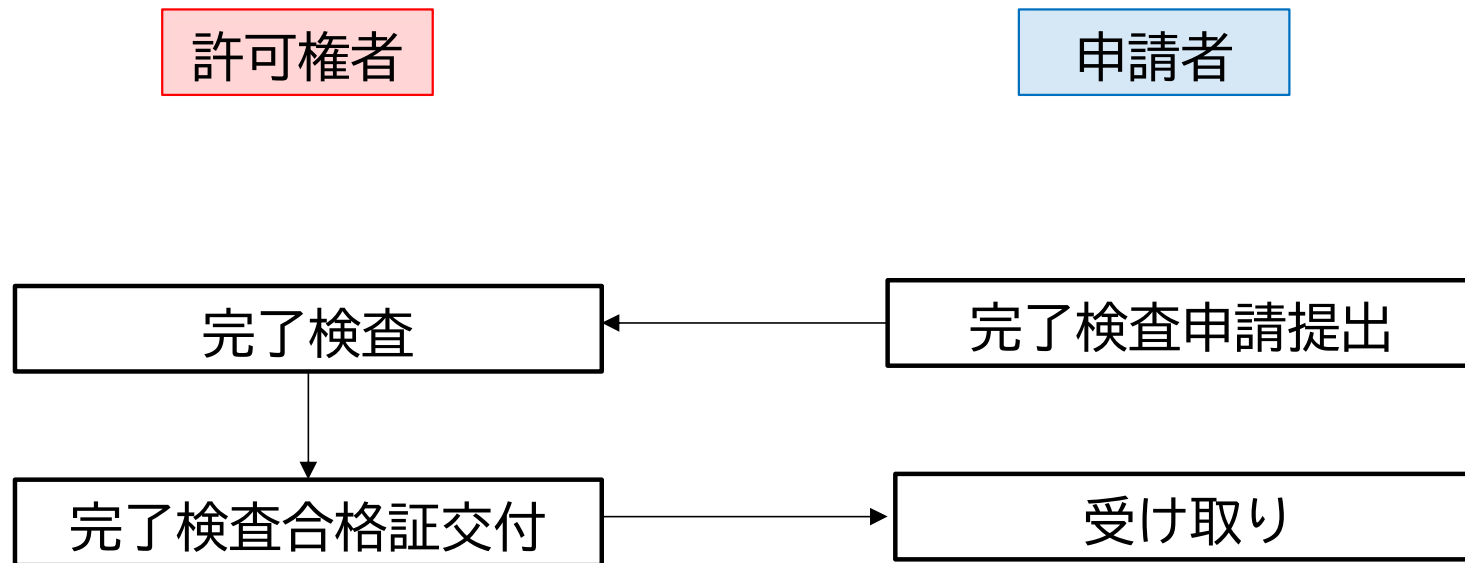
【許可後】



三重県における盛土規制法の運用について

規制対象工事の一連の流れ

【完了】



三重県における盛土規制法の運用について

地域住民への周知

【省令第6条関係】

◆周知の方法 次の①から③までのいずれかによること

①説明会の開催

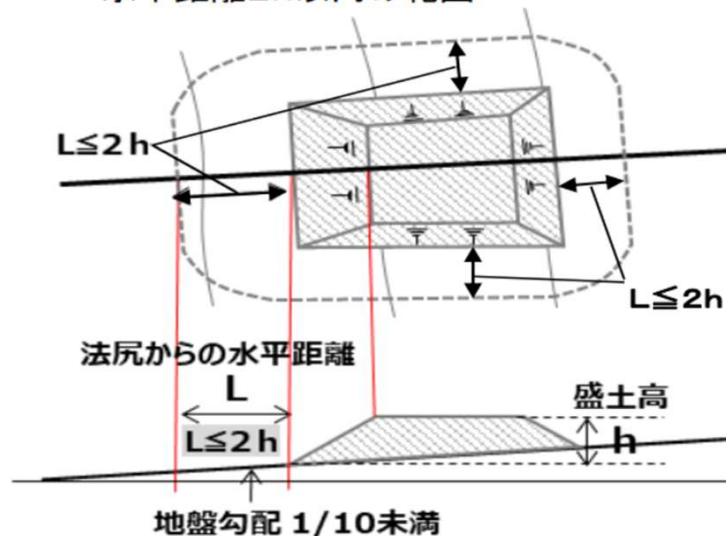
②書面の配布

③工事を行う土地又はその周辺での掲示+インターネットを利用した周知

※ただし、政令第7条第2項第2号に規定する土地(溪流等)において高さが15mを超える盛土を行う場合は、①説明会の開催が必須

◆周知を行う範囲の考え方

【平地(地盤勾配1/10未満)における盛土の例】
盛土の境界(のり尻)から盛土の高さhに対して
水平距離2h以内の範囲



◆周知の内容

区分	項目
宅地造成 又は 特定盛土等	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定年月日及び完了予定日 ⑤盛土又は切土の高さ ⑥盛土又は切土をする土地の面積 ⑦盛土又は切土の土量
土石の堆積	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定年月日及び完了予定日 ⑤土石の堆積の最大堆積高さ ⑥土石の堆積をする土地の面積 ⑦土石の堆積の最大堆積土量

三重県における盛土規制法の運用について

手数料

許可申請手数料（案）【宅地造成、特定盛土等】

対象の面積	手数料
$A \leq 500$	19,000
$500 < A \leq 1,000$	30,000
$1,000 < A \leq 2,000$	40,000
$2,000 < A \leq 3,000$	56,000
$3,000 < A \leq 5,000$	69,000
$5,000 < A \leq 10,000$	91,000
$10,000 < A \leq 20,000$	130,000
$20,000 < A \leq 40,000$	210,000
$40,000 < A \leq 70,000$	330,000
$70,000 < A \leq 100,000$	480,000
$100,000 < A$	620,000

※手数料について
議案上程中のため未確定

※変更については、当初の1/10の額等

三重県における盛土規制法の運用について

手数料

許可申請手数料（案）【土石の堆積】

対象の面積	手数料
$A \leq 500$	15,000
$500 < A \leq 1,000$	17,000
$1,000 < A \leq 2,000$	19,000
$2,000 < A \leq 3,000$	22,000
$3,000 < A \leq 5,000$	29,000
$5,000 < A \leq 10,000$	32,000
$10,000 < A \leq 20,000$	38,000
$20,000 < A \leq 40,000$	51,000
$40,000 < A \leq 70,000$	67,000
$70,000 < A \leq 100,000$	98,000
$100,000 < A$	110,000

※手数料について
議案上程中のため未確定

※変更については、当初の1/10の額等

三重県における盛土規制法の運用について

申請書の記載イメージ

1 / 2 ページ

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第12条第1項} {第30条第1項} の規定により、許可を申請します。		※手数料欄		
年 月 日 三重県知事 宛て		申請者 氏名		
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()		
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事着手前の土地利用状況			
7	工事完了後の土地利用			
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土		
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無		
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル		
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル	
		切土	立方メートル	
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ メートル
				延長 メートル
		番号	種類	高さ メートル
				延長 メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ メートル
				延長 メートル
ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法 センチ メートル	
			延長 メートル	
ト	崖面の保護の方法			
チ	崖面以外の地表面の保護の方法			

申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載
記載欄にすべて記載できない場合は、代表地番を記載の上、
「ほか〇筆」とし、別途地番表等にすべて記載
代表地点の緯度経度は、申請地の中心地点を基本とする

4 欄の土地の総面積を記載

宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するものを記載

宅地、農地等のうち該当するもの
また建築物等の建築の有無等の具体的な内容を記載

次の分類から選択（複数選択可）。
(ア)平地盛土：勾配1/10以下の平坦地に行う盛土
で、谷埋め盛土に該当しないもの
(イ)腹付け盛土：勾配1/10超の傾斜地盤上に行う
盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
(ウ)谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土

「5」の欄の面積のうち、実際に盛土又は切土をしようとする
部分の面積を記載

記載欄にすべて記載できない場合は、別紙に記載

三重県における盛土規制法の運用について

申請書記載の留意事項

2 / 2 ページ

	リ 工事中の危害防止のための措置	
	ヌ その他の措置	
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日
	ワ 工程の概要	
11	その他必要な事項	
	※受付欄	※決裁欄
	年 月 日	※許可に当たって付した条件
	第 号	※許可番号欄
	係員氏名	年 月 日
		第 号
		係員氏名
〔注意〕		
1 ※印のある欄は記入しないでください。		
2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。		
3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。		
4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。		
5 3欄は、未定の場合は、後で定まってから工事着手前に届け出てください。		
6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。		
7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。		
8 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。		
9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。		

他の法令による許可等手続きを要する場合は手続きの状況を記載

※土石の堆積に係る申請についても上記に準じます

※今後、様式の記入例を「許可申請の手引」にて公表の予定です

三重県における盛土規制法の運用について

許可基準

【政令21、22条】

(1) 設計者の資格

宅地造成等に関する工事が、次のいずれかに該当している場合は、設計者が資格を有していることを確認します

- ①高さが5mを超える擁壁を設置する場合
- ②盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地において、排水施設を設置する場合

●設計者の資格

法令で定める設計者の資格は以下のとおり

- ア. 大学の土木・建築課程を卒業後、2年以上の実務経験を有する者
- イ. 短期大学（3年制）（専門職大学の前期課程を含む）の土木・建築課程を卒業後、3年以上の実務経験を有する者
- ウ. 短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、4年以上の実務経験を有する者
- エ. 高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、7年以上の実務経験を有する者
- オ. 大学院等で土木・建築関係を1年以上専攻した後、1年以上の実務経験を有する者
- カ. 技術士（建設部門、農業部門（選択科目「農業農村工学」限る。）、森林部門（選択科目「森林土木」に限る。）又は水産部門（選択科目「水産土木」に限る。））
- キ. 一級建築士
- ク. 土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験を有するもので、国土交通大臣の認定する講習を終了した者
- ケ. 上記以外で主務大臣が政令第22条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

三重県における盛土規制法の運用について

許可基準

(2) 工事主の資力・信用

工事主が工事の完成に必要な資力や信用を有しているか確認します

●申請時に提出が必要となる書類

【工事主が個人の場合】

資金計画書

暴力団等に該当しない旨の誓約書

住民票又は個人番号カードの写し

直近1年間の所得税の納税証明書

【工事主が法人の場合】

資金計画書

暴力団等に該当しない旨の誓約書

法人の登記事項証明書

役員(※)の住民票又は個人番号カードの写し

直近1年間の法人税の納税証明書

(※) 「役員」の範囲は、取締役までを予定しています

許可基準

(3) 工事施行者の工事完成能力

工事施行者が工事を完成するために必要な能力を有しているか確認します

●申請時に提出が必要となる書類

- ・工事施行者の能力に関する申告書（※1）
- ・法人の登記事項証明書（個人の場合は住民票又は個人番号カードの写し）
- ・建設業の許可証明書（※2）

（※1）過去の宅地造成等の施工実績等を記載する

（※2）工事施行者が建設業法第3条第1項ただし書に該当する場合を除く

三重県における盛土規制法の運用について

許可基準

(4) 土地所有者等の同意

工事主が許可申請前に、土地の所有者等の**全員**の同意を取得しているか確認します

※土地の所有者等

申請区域内の土地について以下の権利を有する者

【対象となる権利】

所有権、地上権、質権、賃借権、使用賃借権、使用収益権等

※適用除外




次のいずれかの事業の施行に伴う工事の場合は、同意の取得に関する審査を省略

- ①土地区画整理法に規定する土地区画整理事業
- ②土地収用法の規定による告示に係る事業
- ③都市再開発法に規定する第一種市街地再開発事業
- ④大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に規定する住宅街区整備事業
- ⑤密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業
- ⑥所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する地域福利増進事業のうち同法に規定する使用権設定土地において行うもの

三重県における盛土規制法の運用について

技術基準

(2)崖面崩壊防止施設

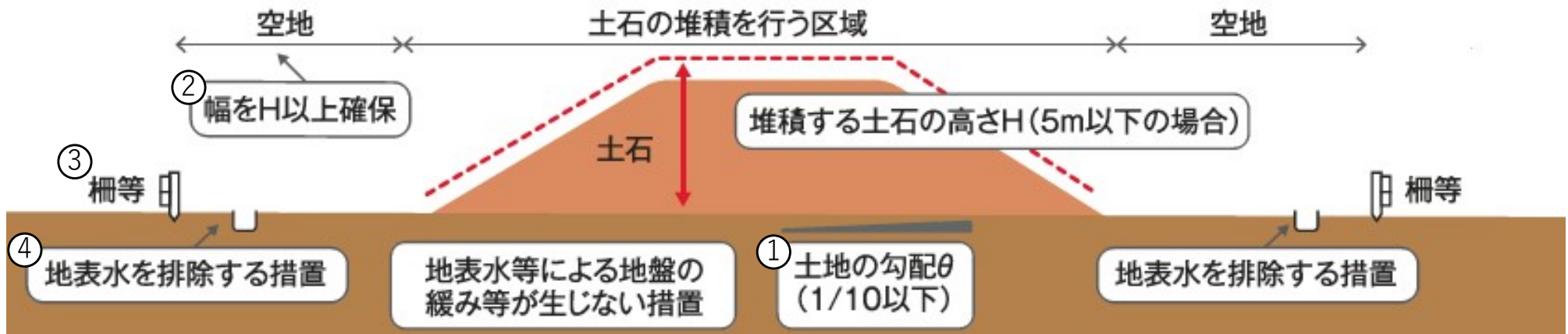
工種名	鋼製枠工	大型かご枠工	ジオキヤイル補強土壁工
イメージ写真			
変形への追従性	中程度	高い	中程度
耐土圧性	相対的に小さい土圧		相対的に中程度の土圧
透水性	高い		中程度

※建築物を建築する宅地等の地盤の変形が許容されない土地には適用できません
⇒従来通り擁壁を適用してください

三重県における盛土規制法の運用について

技術基準

(3)一時的な土砂の堆積 イメージ図



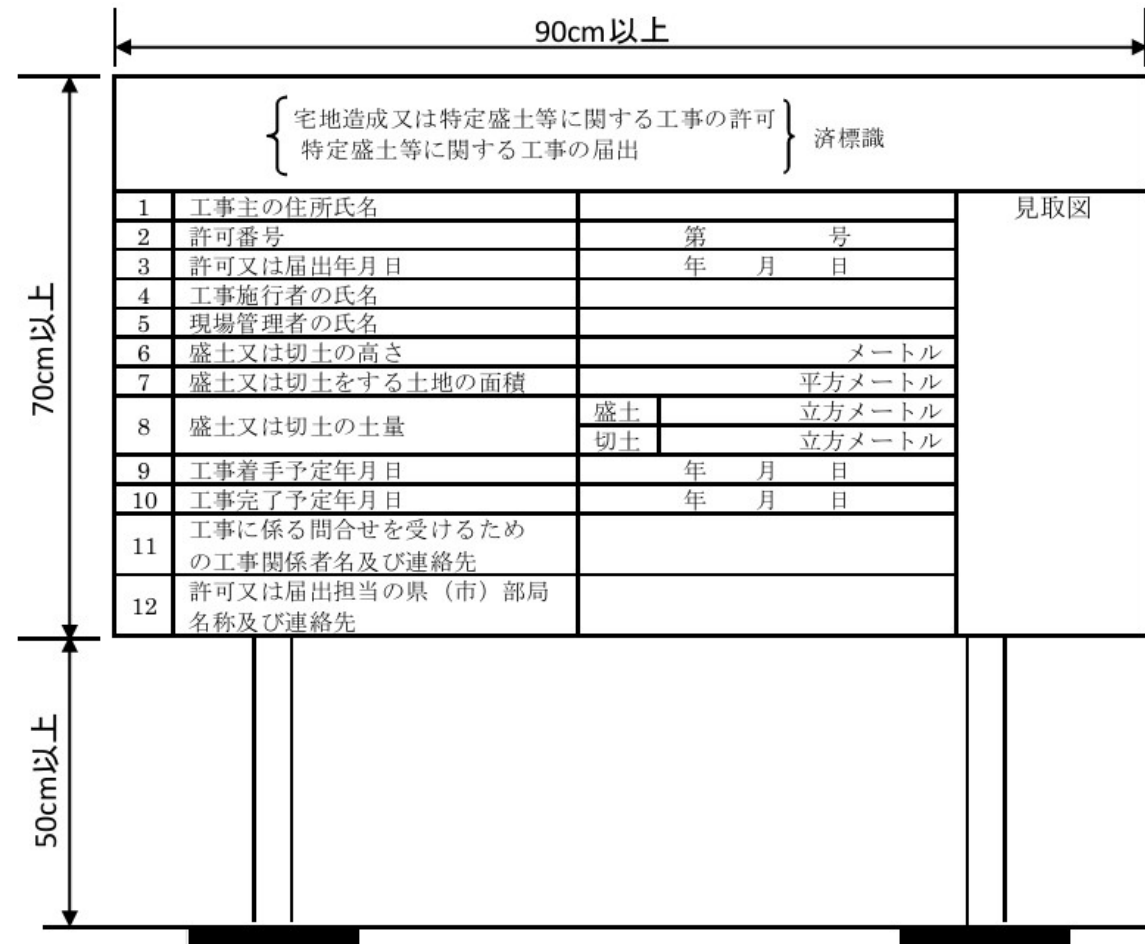
- ① 土石を堆積する土地の最大勾配を10分の1以下とすること
- ② 堆積した土石の周囲に所定の幅の空地を設けること
- ③ 堆積した土石の周囲に柵等を設けること
- ④ 堆積した土石の周囲に側溝等の地表水を排除する施設を設置すること

三重県における盛土規制法の運用について

標識の掲出

工事着手にあたり、工事現場の見やすい場所に当該工事に係る許可を受けている旨を表示するための標識を設置する必要がある。

※都市計画法に基づく開発許可を受け、みなし許可に該当する場合であっても、標識の掲示は必要。



三重県における盛土規制法の運用について

中間検査

対象工程（特定工程）を含む工事について、中間検査を実施する必要があります

行為	検査を要する規模	対象工程 (特定工程)	申請時期
宅地造成又は 特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖を生じる場合 ②切土で高さ5m超の崖を生じる場合 ③盛土と切土を同時に行い高さ5m超 の崖を生じる場合(①②を除く) ④盛土の高さが5m超となる場合(① ③を除く) ⑤盛土又は切土の面積が3,000㎡超 の 場合(①～④を除く)	地下水排除工(暗渠 排水管)を設置する 工程	左記の完了後か ら4日以内

中間検査合格証が発行されないと、暗渠を埋戻す工程の工事着手が制限されます

※みなし許可についても、中間検査申請が必要となります

三重県における盛土規制法の運用について

定期報告

3ヶ月を超える工事において、工事の施行状況を3ヶ月ごとに報告する必要があります

行為	報告を要する規模	報告事項
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖を生じる場合 ②切土で高さ5m超の崖を生じる場合 ③盛土と切土を同時に行い高さ5m超の崖を生じる場合(①②を除く) ④盛土の高さが5m超となる場合(①③を除く) ⑤盛土又は切土の面積が3,000㎡超の場合(①～④を除く)	報告時点における次の事項 ・盛土又は切土の高さ ・盛土又は切土の面積 ・盛土又は切土の土量 ・擁壁等に関する工事の施行状況
土石の堆積	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超の場合 ②体積の面積3,000㎡超の場合	報告時点における次の事項 ・土石の堆積の高さ ・土石の堆積の面積 ・堆積されている土石の土量 ・前回報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量


(※1)報告時点における盛土等を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真の添付が必要

(※2)許可日から3ヶ月以内に工事が完了する場合、定期報告は不要

三重県における盛土規制法の運用について

計画変更

許可を受けた者は、工事の計画を変更しようとするときは、変更許可申請書を提出し、事前に許可を受けなければなりません

 工事の計画の変更に伴い、その内容が変更される書類・図面等を添付

ただし、省令で定める軽微な変更の場合は届出を提出してください

◆軽微な変更

行為	軽微な変更該当する内容
宅地造成又は 特定盛土等	<ul style="list-style-type: none">・工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更・工事着手予定年月日、工事完了予定年月日の変更
土石の堆積	<ul style="list-style-type: none">・工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更・工事予定期間(着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう)の変更 (変更後の工事予定期間が変更前の工事予定期間を超えないものに限る)

三重県における盛土規制法の運用について

完了検査

許可を受けた工事が完了したときは、完了検査を実施する必要があります
(※)土石の堆積の場合は、堆積した全ての土石が除却されたことの「確認」

◆完了検査又は確認の規定

行為	区分	交付される書類	申請時期
宅地造成又は特定盛土等	検査	検査済証	工事完了から4日以内
土石の堆積	確認	確認済証	

◆検査項目の例(※1)

各項目について、目視や書類、写真(※2)等により確認します

- ・盛土の高さ、勾配等
- ・切土の高さ、勾配等
- ・擁壁の各部寸法、配筋状況等
- ・排水施設の配置、構造等

(※1)上記項目は、代表的なものを記載したものであり、全ての検査項目を網羅するものではありません

(※2)少なくとも次ページに示す工程ごとに写真を撮影し、検査員の求めに応じて提出してください

三重県における盛土規制法の運用について

工事写真

工事が次の工程に達したときは、工事写真を撮影して工程の順に整理し、検査員の求めに応じて、確認又は提出ができるようにしてください

◆宅地造成又は特定盛土等

- ア. 工事着手前（全景）
- イ. 丁張及び床堀（根入れ深さが判読できるもの）
- ウ. 地盤改良（材料及び寸法の管理状況がわかるもの）
- エ. 地下水排除工（暗渠排水管）等の排水施設の設置（材料及び寸法が判読できるもの）
- オ. 擁壁等の構造物の基礎、配筋、型枠組立、コンクリート打設（規格及び寸法が判読できるもの）
- カ. 埋戻し（擁壁等の構造物の出来形寸法が判読できるもの）
- キ. 盛土（段切りの寸法（15°以上の傾斜地盤上に盛土を行う場合に限る）及び土の締固めの巻出し厚（概ね30cm以下）が判読できるもの）
- ク. その他、完了後に隠ぺい部となる部分の工程（完了検査で目視できなくなるもの）
- ケ. 工事完了後（全景）

◆土石の堆積

- ア. 工事着手前（全景）
- イ. 地盤改良（材料及び寸法の管理状況がわかるもの）
- ウ. 柵及び関係者以外の立入りを禁止する旨の表示の設置
- エ. 側溝等の地表水を排除するために必要な措置
- オ. 土石の堆積（最大の高さ及び周囲に設けた空地の寸法が判読できるもの）
- カ. その他、土砂の流出を防止するために講ずる措置
- キ. 工事完了後（全景）

三重県における盛土規制法の運用について

みなし許可との関係

開発許可(都計法第29条第1項又は第2項)を受けたものは、盛土規制法の許可を受けたものとみなされます(みなし許可)

○開発許可時:盛土規制法の技術的基準への適合が求められます
⇒都市計画法第33条第1項第7号の基準

※ただし、以下のものは適合すべき基準には含まれていないため、盛土規制法ではなく、都市計画法の基準に基づき審査されます

- ・工事主の資力・信用
- ・工事施行者の工事完成能力
- ・土地所有者等の同意

○開発許可後:以下の盛土規制法の規定の適用を受けます

- ・現場での標識掲出
- ・中間検査、定期報告
- ・盛土規制法の是正措置と罰則

盛土規制法の許可を受けた工事主に対して課される手続きであり、許可を受けたものとみなされている場合にも適用を受けます

※なお、盛土規制法に基づく周辺住民への事前周知については、盛土規制法の許可を申請するときに必要な手続きであるため、開発許可を申請するときには適用しません

三重県における盛土規制法の運用について

最後に

- ・ 本日の説明会の内容について質問等がありましたら、質問様式（県HPよりダウンロード）にご記入の上、

令和 7 年 3 月 14 日（金）までに

建築開発課開発審査班宛てにメールにてご提出ください

- ・ 盛土規制法に関する情報は、県ホームページに随時掲載していきますので、ご確認ください
(<https://www.pref.mie.lg.jp/KENCHIKU/HP/m0168200147.htm>)

ご清聴ありがとうございました